

都城市告示第219号

令和2年7月大雨等による被災者に対する市税の納期限等を次のとおり延長する。

令和2年8月11日

都城市長 池田 宜永



都城市税条例（平成18年条例第99号）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は都城市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村 球磨郡山江村 球磨郡相良村 球磨郡錦町 球磨郡あさぎり町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町